

# 平成28年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

平成28年11月25日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時07分

## ◎出席議員（12名）

1番	阿久津 武之	2番	渡辺 健寿
3番	沼田 邦彦	4番	川上 要一
5番	中山 五男	6番	大金 市美
7番	益子 明美	8番	石川 和美
9番	岩村 文郎	10番	渋井 由放
11番	小森 幸雄	12番	佐藤 昇市

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	大谷 範雄
副組合長	福島 泰夫
会計管理者兼管理課長兼会計室長	小林 貞夫
事務局長	川俣 秀夫
総務課長	山口 守
施設整備室長兼保健衛生センター所長	澤村 雅彦
病院長	宮澤 保春
統括管理監	関口 忠司
病院事務長兼総務課長	塩野目 修一
病院事務次長兼医事課長	青木 優
消防長	西宮 一美
消防本部次長兼総務課長	吉住 一男
消防本部警防課長	菱沼 則康
消防本部予防課長	八木 弘志

## ◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	山口 守
議事係長	石田 直人
書記	小野里 広美
書記	和田 敦子

## ○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の  
一部改正について (組合長提出)

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[ 午前10時00分開会 ]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、御覧いただきたいと思っております。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

6番 大金市美 議員

7番 益子明美 議員の2名を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[ 組合長 大谷範雄 登壇 ]

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に当組合職員の給料、勤勉手当を引き上げるほか、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、なにとぞ慎重審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を行います。今年8月の人事院勧告によりまして、国にならって給与改定の条例を改正するものでございます。

第1条の南那須地区広域行政事務組合職員の給与条例の一部改正でございますが、本案では第22条第2項第1号の改正を御覧ください。2ページになります。これは、今年度分の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることとし、その引き上げ分を12月期の支給分に上乗せするものでございます。

続いて、附則第2項におきまして、55歳を超える職員の1.5パーセント減額措置が規定されております。附則第5項において、これらの適用を受ける職員の勤勉手当に関する取扱いについて改正するものであります。

続きまして、3ページから21ページにかけては、行政職給料表並びに医療職給料表の改正でございます。民間給与との較差0.17パーセントを埋めるため、平均改定率

0. 2パーセントにより給与月額を引き上げるものでございます。以上、第1条の改正は、4月に遡って適用することとしております。

続きまして、21ページ下段から22ページを御覧ください。まず、第2項1号の略は配偶者でございます。第4号の略は満60歳以上の父母及び祖父母でございます。第5号の略は満22歳未満の弟妹、第6号の略は重度心身障害者でございます。第2条関係でございますが、第8条、第9条の改正につきましては、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額しまして、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げる改正でございます。

次に25ページの第22条ですが、勤勉手当の支給率を0.1月引き上げることとし、今年度は12月期支給分に上乘せをして対処することとしますが、平成29年度分におきましては、6月期と12月期にそれぞれ0.05か月分ずつ振り分けて支給するものでございます。26ページの附則につきましては、扶養手当の見直しにおいて、来年度以降段階的に子に係る扶養手当を引き上げていくことを規定で定めております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第1号南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今期臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

[ 午前10時07分閉会 ]